

社会福祉法人和心役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和心（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、法人の役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「役員」とは、理事及び監事をいう。
- (2)「役員等」とは、役員及び評議員をいう。
- (3)「常勤の役員」とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4)「非常勤の役員」とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (5)「報酬等」とは、社会福祉法（以下「法」という。）第45条の34第1項第3号に規定する報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものをいう。
- (6)「費用」とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 理事長の報酬は年額300万円以内とし、その他の非常勤の役員等は、無報酬とする。

2 常勤の役員等に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

3 役員等には、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 前条第2項に規定する常勤の役員等に対する報酬等の総額は、年間500万円以内とする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員等の報酬等は、職務執行の属する月の翌月15日支払うものとする。ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その前日とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 社会福祉法人和心定款第8条第2項及び第21条第2項に規定する役員等の費用は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 非常勤の役員等が会議等に出席したときは、別表に掲げる費用を弁償する。
- (2) 役員等が職務遂行のため旅行した場合には、法人職員旅費規程の適用を受ける職員の例により、その費用を弁償する。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、事前に支払うものとする。

3 常勤の役員等には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額については法人職員給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月28日から施行する。

(社会福祉法人和心役員等の報酬及び旅費規程の廃止)

2 社会福祉法人和心役員等の報酬及び旅費規程(平成25年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 非常勤の役員等の費用弁償額(第7条第1項第1号関係)

区 分	費 用 弁 償 の 額
非常勤の役員等	日額 5,000円